

業 務 仕 様 書

1 委託業務名

フランスからのインセンティブツアー等誘致促進事業実施業務

2 業務の概要

(1) 目的

フランス政府の支援・補助により実施されているフランス企業のインセンティブツアー及び福利厚生事業である「福利厚生団体旅行」等を誘致促進するため、香川県の自然、アート、建築、伝統文化などの観光資源をフランス人観光客に訴求し、香川への誘客を促進する。

(2) 実施主体

公益社団法人香川県観光協会

(3) 契約金額（上限）

9,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 委託業務の内容

具体的な委託業務の内容は下記(1)乃至(3)に記載のとおり。

なお、必要に応じて、円滑な業務の実施を目的として、別法人等によるアドバイスやコンサルティングを求めることも可とする。この場合、企画提案書に具体的な団体名、当該団体に行わせる具体的な業務の内容及びその目的並びに委託等に係る費用（概算で可）を記載すること。

(1) モデルコースの造成

前記2(1)の目的に鑑み、フランス人の旅行者の志向と動向やフランス企業の福利厚生団体旅行の特性の分析をするとともに、令和7年度に造成したモデルコース^{別紙}を踏まえた上でフランス人に香川県の魅力を効果的に伝えるための福利厚生団体旅行に係るモデルコースを造成すること。

なお、モデルコースは招請する旅行会社及び旅行会社と連携し福利厚生団体旅行を手掛けているCSE(コミテ・ソシアル・エ・エコノミック)※（以下「旅行会社等」という。）を対象として造成すること。

今年度は下記(3)のとおり、2団体（パリ市内、南仏各1団体）の旅行会社等を招請するため、それぞれの団体ごとに1本以上造成すること。

各コースについて、少なくとも3泊4日以上のものですること。このとき、全体を貫くテーマ及びストーリーを設定すること。

※CSE：福利厚生のためフランスで50人以上を雇用する事業所に設置される委員会

(2) 現地セミナーの企画・実施

前記(1)で造成したモデルコースをブラッシュアップするとともに、香川県の魅力

をより効果的に訴求するため、後記の点に留意し、福利厚生団体旅行の催行決定権者である旅行会社等を集めた現地セミナーを企画・実施すること。

なお実施に際しては、連携することでより高い効果が得られると考えられるフランス現地日本政府関係機関（在仏在外公館、JNTOパリ事務所）に対して、観光セミナー開催に関する協力依頼を行うこと。また、協力依頼にかかる調整状況は、随時（公社）香川県観光協会へ報告すること。

ア 全体企画及びスケジュールの管理

イ 参加者への案内状の作成・送付・参加確認

ウ パリ市内及び南仏において、当該イベントを円滑に実施できる会場の手配（なお、パリ市内、南仏各1カ所ずつの開催とする。）

エ 会場での参加者用飲み物、軽食の手配

オ セミナーの円滑な進行に必要なスタッフの配置等当日の運営

カ 香川県PR資料の印刷・配布

キ フランス語によるMCの手配

ク 抽選会等、セミナー中に実施するミニイベントの提案

ケ セミナー開催後のフォローアップ

(3) フランスの旅行会社等を招請するファムツアーの企画・実施

前記(1)及び(2)を経て造成したモデルコースを前提に、後記の点に留意してファムツアーを企画及び催行すること。

また、ファムツアー実施後に、招請した旅行会社等に対するアンケートを実施すること。

ア 招請する旅行会社等

フランスにおいて日本への福利厚生団体旅行の催行実績を有する旅行会社等を2団体（パリ市内、南仏各1団体）選定し、当該事業者の商品造成担当者等（以下、「被招請者」という。）を招請すること。

なお、選定した旅行会社の概要と選定理由を記載すること。

また、必要に応じて旅行会社以外の者を招請することも可とするが、その場合でも招請者の概要と選定理由を記載すること。

イ 行程、視察箇所等

- ・香川県において宿泊を伴う計3泊4日のファムツアーを実施すること。
- ・行程の作成に当たっては、香川県の観光資源のうち、フランス人に訴求力の高いものを十分に意識したものとすること。加えて、全体を貫くテーマ及びストーリーを設定すること。

ウ 移動手段

- ・公共交通機関や貸切車（貸切バス、ジャンボタクシー）を利用すること。また、島々を移動する際は、クルーズ船の利用を検討すること。ただし、合理的な理由がある場合は、それ以外の移動手段も可能とする。

- ・クルーズ船の運航について、所管する官公庁等に申請・許可・認定等必要な手続きを行うとともに、安全の確保に十分配慮すること。

エ 宿泊、飲食等

- ・1室1名で利用することを基本とする。
- ・食事は1日3回分（朝、昼、夕の3食）を提供すること。昼、夕食については、飲料代も含めること。食事の時以外にも毎日飲物を提供すること。

オ 通訳者、添乗員

- ・被招請者に応じて、フランス語の通訳案内士等を各1名以上手配すること。ガイドが添乗業務を兼務することも可能とする。
- ・通訳案内士等は、香川県に精通した者を手配し、特段の理由がない限り全行程を通して同一人物とすること。

カ 被招請者へのアンケート（実施、意見集約、改善点報告、翻訳含む）

被招請者へのアンケートを実施し、改善点の洗い出し等を行うこと。

なお、設問の内容については、（公社）香川県観光協会と十分に協議した上で決定すること。

キ 安全確保・緊急事態等への対応

- ・安全の確保等に関する万全の措置（事故等の未然防止、万一の事態の発生時にとりうる対応等を含む）を具体的かつ詳細に記載すること。
- ・視察時の緊急事態に備えて、トラブルが発生した場合の問題に対処するための手順及び体制を構築しておくこと。
- ・本事業に係る傷害保険等の加入について記載すること。
- ・業務の遂行にあたり、各種法令等について遵守すること。

ク 留意事項

- ・招請実施にあたり、県内移動、県内の宿泊、飲食、体験、観光施設入場手配、添乗員、資料準備、飲料水等、必要な一切の準備を行うこと。
- ・ファムツアー期間中における、被招請者の安全確保に努めること。その上で、行程中に生じる怪我や物損等についての被招請者の個人責任の範囲について、あらかじめ説明し、同意を得ておくこと。

4 目標と成果指標

招請する旅行会社等：2団体（パリ市内、南仏各1団体）

モデルコース造成数：2本以上（招請する旅行会社等1団体につき1本以上）

旅行会社等への提案件数：2件以上

5 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

6 成果物

(1) 業務実施報告書

業務実施報告書には、ファムツアーの参加者名簿、ツアーの内容、アンケートの分析結果及びそれに基づく改善の内容、モデルコース造成及び提案実績を含む事業全体の報告を記載すること。

紙1部（A4版カラー冊子）、電子データ1式を提出すること。

※電子データは、Microsoft word2007以上、Microsoft Excel2007以上、Microsoft Power Point2007以上において編集可能ないずれかのファイル形式及びPDF形式の両方で送付するものとし、データ容量が総計10MBを超える場合には大容量ファイル転送システムを通じた提出とすること。

(2) 提出先及び部数

〒760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

公益社団法人香川県観光協会（担当：高島）

TEL：087-832-3132 FAX：087-831-9606

E-mail：rk6369@pref.kagawa.lg.jp

(3) 成果物の著作権及び所有権

成果物に関する著作権（著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）及び所有権は、(公社)香川県観光協会に帰属するものとする。

7 業務遂行体制等

(1) 体制及び要員に関する要件

本業務を適切に遂行できるプロジェクト実施及び管理体制を敷くこと。外部組織や協力会社が存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

(2) 打合せ・報告に関する要件

受託者は、本業務のスケジュール等に十分配慮し、(公社)香川県観光協会との打合せ・報告等を主体的に行うこと。

8 企画提案における留意事項

- ・基本コンセプト、業務の進め方、スケジュール、業務の実施体制、円滑な運営に資する施策について明記すること。
- ・モデルコース造成、ファムツアー実施の企画立案に当たっては、前記4を参考とし定量的な目標値及び定性的な目標を設定の上、その考え方を明記すること。

9 その他の留意事項

- ・事業に係る一切の費用は、当初の契約金額に含むものとする。ただし、現地セミナーへの（公社）香川県観光協会からの対応者に係る旅費交通費については、本業務の委託金額の対象外とする。
- ・本業務の実施にあつては、実施主体と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る実施主体からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- ・本業務の実施に当たり、計画に変更が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度速やかに（公社）香川県観光協会と協議を行い、了解を得た上で、誠実に業務を遂行すること。
- ・必要な調整については、原則として受託者が行うこと。
- ・受託者は、本業務において何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。
- ・本業務の実施により取得した個人情報、厳重に管理すること。

【令和7年度に造成したモデルコース】

①石の文化圏を巡る旅

- 1 日目 羽田空港→高松空港→郷屋敷・昼食→高松市石の民俗資料館→イサム・ノグチ庭園美術館→高松泊
- 2 日目 ホテル→栗林公園→丸亀城→昼食→善通寺→金刀比羅宮→こんぴら温泉郷
- 3 日目 こんぴら温泉郷→丸亀港→クルージング→小与島→女木島昼食・散策→男木島散策→高松港・高松泊
- 4 日目 高松港→土庄港→大阪城残石記念公園→小豆島酒造・昼食→碁石山での護摩祈祷→髻の郷→重岩→土庄港→高松港・高松泊/翌日帰路へ

②瀬戸の海の歴史・文化を巡る旅

- 1 日目 羽田空港→高松空港→瀬戸内海民俗資料館/（昼食）/瀬戸大橋記念館→丸亀港→本島→丸亀港→善通寺・宿坊体験
- 2 日目 善通寺→須田港→栗島海洋記念館→須田港→仁尾の街並み（昼食）→父母ヶ浜→銭形砂絵→金刀比羅宮→こんぴら温泉郷泊
- 3 日目 琴平→鬼無→栗林公園（昼食）→屋島寺→屋嶋の城→やしまーる→高松泊
- 4 日目 ホテル→高松港→女木港→鬼ヶ島大洞窟→鬼ヶ島倶楽部（昼食）→女木港→高松港・帰路へ

③さぬきのアートと食を巡る旅

- 1 日目 羽田空港→高松空港→高松港→宮浦港→ベネッセハウス（昼食）→地中美術館→家プロジェクト→ベネッセのホテル泊
- 2 日目 宮浦港（直島）→家浦港（豊島）→豊島美術館→心臓音のアーカイブ→島キッチン（昼食）→豊島横尾館→瀬戸芸作品→高松泊
- 3 日目 高松港→土庄港→瀬戸芸作品→二十四の瞳映画村（昼食）→ヤマロク醤油→小豆島酒造→土庄港→高松港・高松泊
- 4 日目 ホテル発→四国村→イサム・ノグチ庭園美術館→中野うどん学校→金刀比羅宮→旧金毘羅大芝居（金丸座）→こんぴら温泉郷泊
- 5 日目 琴平→栗林公園→帰路へ